

「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の一部改正（案）に対する意見結果と  
それに対する県の考え方

【募集期間】令和2年10月17日（土）から令和2年11月16日（月）12時00分まで

【募集結果】2名5件

番号	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
1	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>骨子案では、インターネット上への差別書き込みがあるといった全国の状況が記載されているが、和歌山県の現状が記載されていないため、県として条例を必要とする理由が分からない。</li> <li>また、和歌山県では、人権尊重の社会づくり条例が制定されているにも関わらず、本条例を必要とする理由が分からない。</li> </ul>	<p>本県においては、これまでも同和問題の解決を県政の重要な柱として、様々な施策に取り組んできた結果、同和問題は解決へと向かっています。しかしながら、インターネット上に、本県に関係する同和地区を忌避する書き込みなどの部落差別が発生しています。</p> <p>このことから、本県としては、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現していくためにも、条例は必要であると考えています。</p>
2	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の改正は、規制を強化することにより、部落差別が解消されるという立場に立っている。</li> <li>当該規制を行使する際には、部落の特定が不可欠となる。これにより、行政が部落を新たに作り出すとともに、部落民という属性を固定化永久化することになる。</li> </ul>	<p>本条例は、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としており、御意見のようなことはありません。</p>
3	全般	<p>現行条例でも、プロバイダに対する削除依頼は可能であると思われる。そのため、将来一層強力な手段を講じていくことを意思表示しているように思われ、条例を改正する必要はない。</p>	<p>インターネットを利用した本県に関係する部落差別の書き込みの調査を行っており、調査により把握した部落差別の書き込みについては、プロバイダ等に対する削除依頼を行っていますが、削除されない書き込みもあります。そのため、県では、インターネットを利用した部落差別の解消をより推進していくためにも、条例の改正をする必要があると考えています。</p>
4	特定電気通信役務提供者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>部落差別に係る定義がない状況の中で、削除等の依頼を受けたとしても特定電気通信役務提供者は、発信者における表現の自由やその他の意見等との均衡を損なうおそれがあると思われる。</li> <li>今回の改正は、差別解消の実効性に繋がらないため、より検討を行うべきであると考えます。</li> </ul>	<p>部落差別とは、部落差別の解消の推進に関する法律で規定する部落差別であり、特定電気通信役務提供者が、自身が提供するインターネット上で部落差別が行われていることを確認した場合には削除いただくことを考えています。</p>
5	その他（県民意見募集の手続き）	<p>条例施行後に今回の改正を必要とするようになった具体的な立法事実が明らかにされていない。そのため、このようなパブリックコメントのやり方では、県民の意見をきちんと聴取することができていない。</p>	<p>改正案の骨子において改正する理由を明らかにして、県民からの意見を広く募集しています。</p>